

第6章 コロナ禍における事業者等への対応

1 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内で初めての感染者が確認され、本市においても令和2年4月に感染者が確認されました。

その後、感染は拡大し続け、令和2年4月に日本全国に緊急事態宣言が発出され、令和3年1月には再び首都圏を中心に発出されるなど、感染拡大防止に向け、密集・密接・密閉を回避する新たな生活様式の実践が求められています。

こうした中、商工業への影響を最小限に抑え、新型コロナウイルス感染症がもたらした新たな生活様式に対応した事業展開を支援していかなければなりません。

今後においても、新型コロナウイルス感染症の感染状況や経済情勢を注視しながら、国や県、支援機関等と連携して、迅速かつ柔軟に施策を実施していく必要があります。

2 コロナ禍における事業者等への対応

(1) 事業者等への対応の考え方

新型コロナウイルス感染症の拡大は、ヒトやモノの移動制限等により、経済活動を抑制するとともに、非接触に起因したデジタル化の進展など、急速な社会変化をもたらしています。

そのため、コロナ禍における本市商工業の事業継続の確保を図るとともに、アフターコロナにも対応した経営基盤強化を推進するため、「事業継続の支援」・「消費の喚起」・「新たな生活様式への対応」・「離職者の支援」の4つの施策を実施していきます。

(2) 事業者等への対応に係る施策の基本方針

① 事業継続の支援

運転資金等の確保など資金需要への対応や、経営相談の強化等により、事業継続に向けた取組の支援を強化します。

事業名称	継続・新規
休業要請協力金・ 観光客流入抑制支援金・ 中小企業者応援給付金	令和2年度実施
経済変動対策資金利子補給事業 (再掲)	継続(令和2年度から実施)
沼津地域中小企業支援センター 運営事業(再掲)	継続(平成18年度から実施)
強い産業づくり推進事業 (事業者BCP策定支援)(再掲)	継続(令和元年度から実施)

② 消費の喚起

キャッシュレス決済の推進を図り、消費行動の変化に沿った消費喚起を行うことにより、市内経済の活性化を図ります。

事業名称	継続・新規
プレミアム付商品券発行事業	令和2年度実施
キャッシュレス決済推進事業(再掲)	継続(令和2年度から実施)

③ 新たな生活様式への対応

業種別に示されたガイドラインの周知・徹底を図るとともに、消費行動の変化への対応や非接触による労働環境の確保に取り組む事業者への支援を強化します。

事業名称	継続・新規
業種別ガイドラインの周知	継続(令和2年度から実施)
経営持続化支援金	令和2年度実施
キャッシュレス決済推進事業(再掲)	継続(令和2年度から実施)
テレワーク等導入支援(再掲)	新規(令和3年度から実施)

④ 離職者の支援

ハローワーク等と連携して、雇用のミスマッチの解消やコロナ禍において職を失った労働者等に対する支援を強化します。

事業名称	継続・新規
離職者等再就職支援プログラム(再掲)	新規(令和3年度から実施)
合同就職面接会(ぬま job フェア)の開催(再掲)	継続(平成 27 年度から実施)
沼津しごと応援サイト「ぬま job」運営(再掲)	継続(平成 28 年度から実施)